

平成21年6月29日

関係者各位

破産者株式会社SFCG

上記破産管財人 瀬 戸 英 雄

松濤物件に係る財産引渡命令／立入禁止仮処分

1 財産引渡命令

- (1) 平成21年5月25日、東京地裁は株式会社SFCG（以下「破産会社」）が、株式会社ブルーバード（以下「ブルーバード」）から賃借し、社宅及び社員用研修施設として利用していた渋谷区松濤所在の不動産（以下「本件不動産」）について、管財人への引渡しを命じる決定を下しております。同決定が下されるに至った経緯についてご説明いたします。
- (2) 平成21年4月21日の破産手続開始決定以降、当職は破産管財業務の一環として、本件不動産の現状確認（破産会社の所有動産類が建物内に存在するか否か等の確認）、及び確認後の明渡しを目的として、本件不動産を占有する大島健伸氏に対して当該不動産の引渡しを求めていました。しかし、同人は当職の要請を無視して引渡しに応じず、また、本件不動産の賃貸人であるブルーバード（当時の代表取締役は大島健伸氏の妻）は賃貸借契約解除の意思表示をするなど、およそ任意の引渡しが行われる見込みはありませんでした。そのため、平成21年5月12日、当職は、破産法156条1項に基づき、大島健伸氏を占有補助者として本件不動産を占有する破産会社を相手方として財産引渡命令の申立てをし、東京地裁が上記決定を下すに至りました。

2 立入禁止仮処分

平成21年6月4日、ブルーバードは、破産管財人である当職を債務者として、本件不動産への立入禁止仮処分命令の申立てをしました。

ブルーバードは申立書において、本件不動産を目的とする賃貸借契約は解除されている以上、本件不動産の使用収益権は所有者であるブルーバードが有するものであり、本件不動産へ破産管財人の立入りを認めるべき正当な理由はない旨を主張しております。

ブルーバードの求める仮処分命令が、前述の財産引渡命令を債務名義とする強制執行に影響を及ぼすものかどうかはさておき、当職はこれまでに開かれた2回の審尋期日において、同社による解除の有効性や保全の必要性を争っております。

以上